

### Ⅲ.保守管理

#### (1) 防火管理者の責務

取付金具も、スローダン125本器と同様に防火管理者の責務(消防法施行令第4条)として、消防法第17条3-3により『定期点検』を行い、消防長又は、消防署長に点検結果を報告することが定められております。

#### (2) 法定点検

##### [イ] 点検時期及び点検事項

点検時期	点検事項		
	点検対象物	点検内容	種別
6か月に1回以上	取付金具	1.損傷、腐食等の目視検査 2.取付金具の作動状況 3.取付固定部材の状況	機器点検

##### [ロ] 点検内容の詳細

- ① 点検業務は、消防設備士、又は消防設備点検資格者等の有資格者が行ってください。
- ② 損傷、腐食等の目視検査とは、取付金具、取付固定部材等の金属部の損傷及び錆の発生の有無を目視で検査することを言います。
- ③ 取付固定部材とは、取付金具を建物等に取り付けた「ボルト」及び「ナット」のことを言い、点検時には、損傷、腐食等の有無の確認、及び所定のトルク値(40N・m)にて引抜強度の確認をして下さい。
- ④ **点検時に異常が認められた場合は絶対に使用しないでください。**  
その場合には速やかに保守点検契約者又は、施工者(避難器具の施工業者)に点検・整備を依頼してください。

#### (3) その他の注意事項

- ① 上記法定点検以外にも、**随時建築物との取付状態及び腐食に留意し、異常が認められた時は絶対に使用しないでください。**  
その場合には、速やかに保守点検契約者、又は施工者(避難器具の施工業者)に点検・整備を依頼してください。
- ② 建築物の増改築等による移設や増設の際は、所轄の消防署に届け出が必要となりますので、保守点検契約者、又は納入者(避難器具の施工業者)にご連絡ください。

保守点検業者連絡先

納入業者連絡先

製造者連絡先



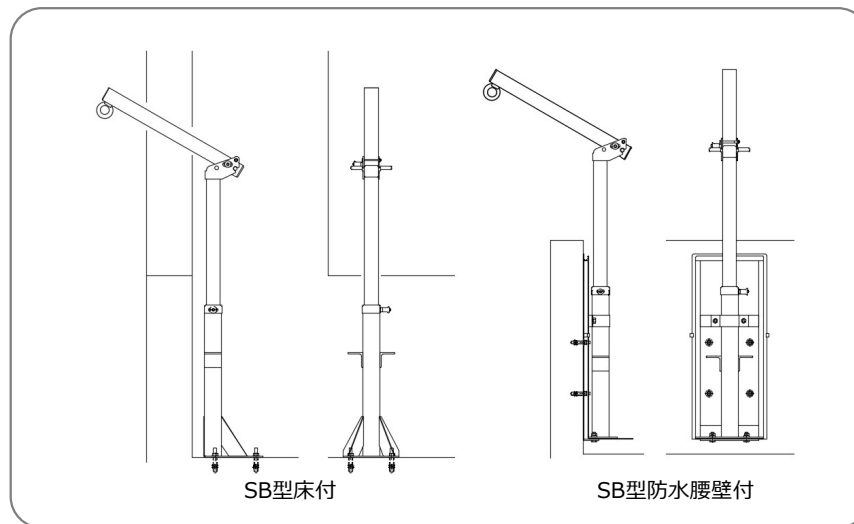
株式会社 **消防科学研究所**

本社 東京都中央区日本橋小舟町4番11号 第2南川ビル  
〒103-0024 TEL 03-3665-0451 FAX 03-3665-0454  
大阪支所 大阪市中央区久太郎町1丁目2番16号 三星中央別館703号  
〒541-0056 TEL 06-6261-4578 FAX 06-6261-4568

# 緩降機 **スローダン125**

## 取付金具 【SB型取扱説明書】

この取扱説明書は、緩降機【スローダン125】の取付金具、【SB型】の取り扱い上の注意及び、保守管理上の注意事項に関して記述したものです。  
常に本体と一緒に保管し、活用してください。



## I.概要

【S B型】取付金具とは、使用時に2段目主柱を伸長させ、外に押し出したアームの吊環にスローダ125本器を吊り下げて使用する取付金具です。設計荷重4KN(400kgf)に耐えるよう設計し、十分な品質管理の基に製造しておりますが、恒久的なものではありません。常日頃の点検をお願い致します。

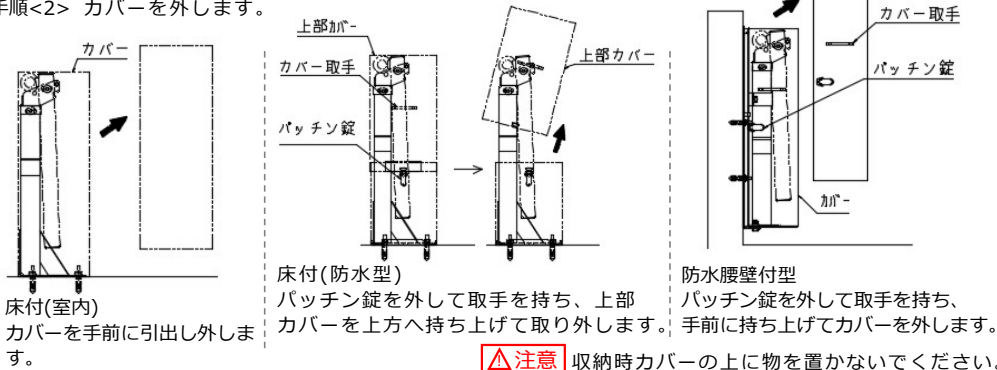
## II.操作説明

### (イ)正しい使用方法

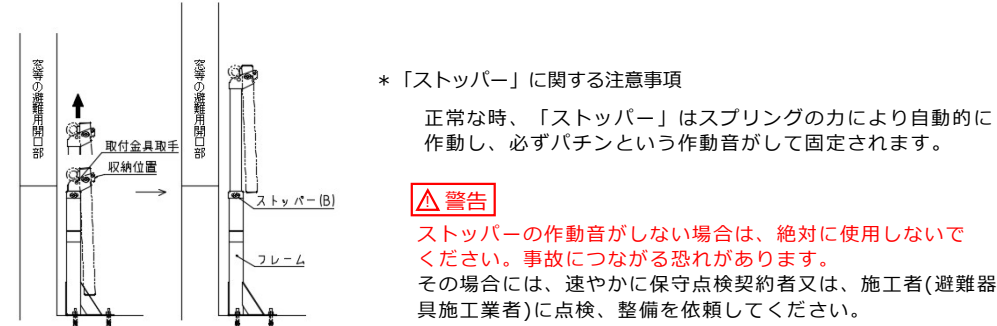
この取付金具を使用して安全に避難する為に、下記の操作手順を厳守して正しい操作を行ってください。

手順<1> 窓・扉等の避難用開口部がある場合は開口部を開きます。

手順<2> カバーを外します。

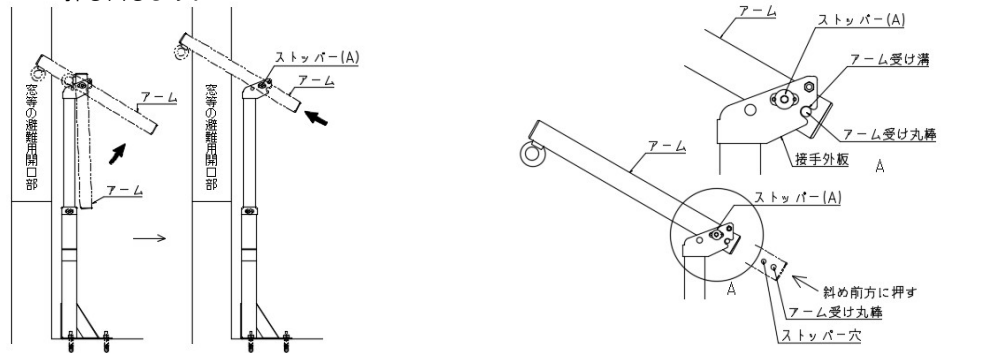


手順<3> 取付具取手を持ち、ストッパーが作動するまで2段目主柱を上昇させます。

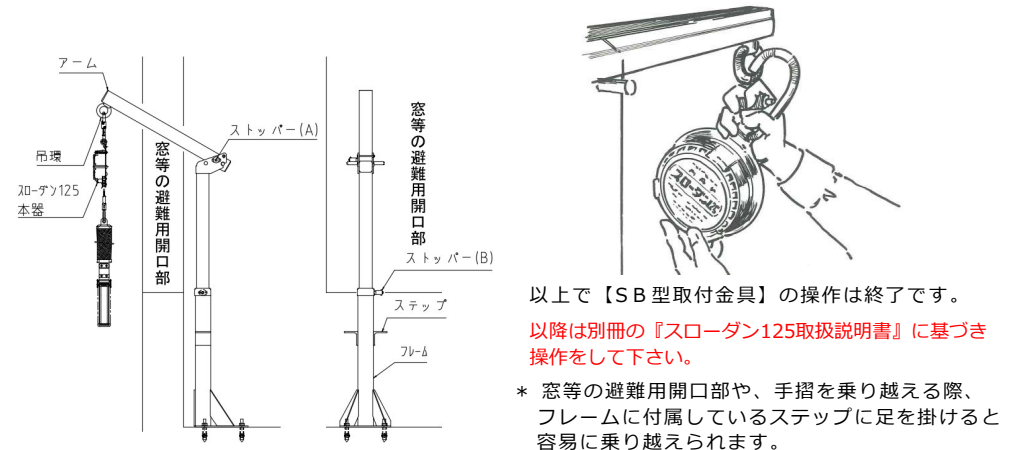


手順<4> ぶら下がっているアームの后端を斜め後ろに持ち上げながら前方に押し出します。

手順<5> アームのストッパー穴が、接手外板(せっしゅがいはん)に付いているストッパーにパチンという作動音がして差し込まれるまで、アームを押し出してください。



手順<6> アーム先端の吊環にスローダ125本器の安全環を取り付けます。



### (ロ)正しい収納方法

操作手順<1> スローダ125本器のロープをリールに巻き取った後、アームの吊環からスローダ125の安全環を外します。

※「スローダ125」の収納方法は『スローダ125取扱説明書』を参照ください。

操作手順<2>

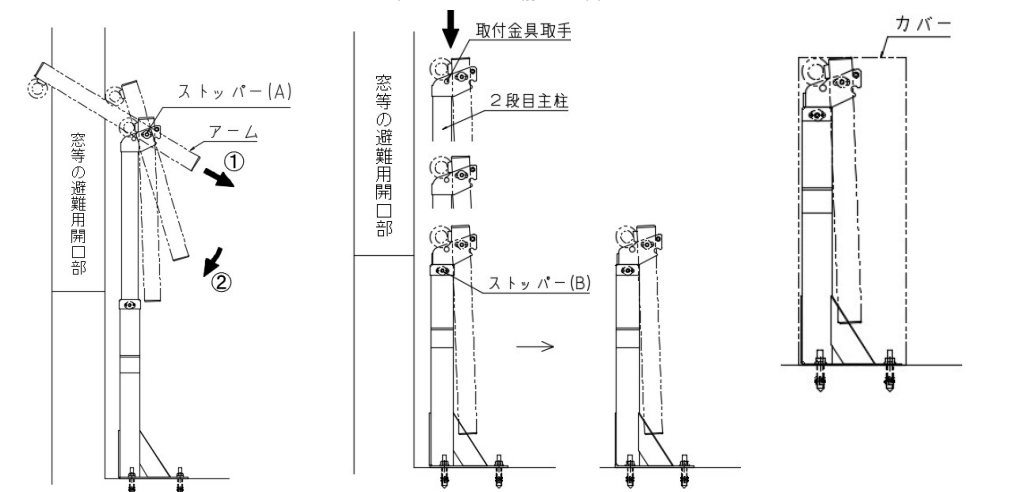
ストッパー(A)を引きながら、アームを後方へ引き、下に垂らしてアームを収納します。

操作手順<3>

取付金具取手を持ち、ストッパー(B)を引きながら主柱とアームを静かに降ろします。

操作手順<4>

カバーを掛けます。



### (ハ)その他の注意事項

下記のような行為は絶対にしないでください。重大な事故や故障の原因となります。

#### **△警告**

- ①荷物の運搬や窓の清掃など、『避難の目的』以外に使用しないでください。
- ②設計荷重4KN(400kgf)以上の荷重を掛けないでください。